

大阪府指令商業第1540号

大阪市此花区朝日二丁目18番8号  
社団法人此花工業会

平成22年8月18日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第45条の規定に基づき、別紙のとおり的一般社団法人として認可する。

平成22年10月25日

大阪府知事 橋 下

